

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

様式14

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	住民情報業務等にかかる大阪市中 中央区役所住民情報業務等委託(長 期継続契約)	200	(株)パソナ	139,129,920	平成28年11月7日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪府中央区役所 住民情報業務等委託（長期継続契約）

2. 契約の相手方

株式会社パソナ

3. 随意契約理由

中央区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ（電話番号：06-6267-9963）